令和８年９月　総会議事録

日　時　　令和８年９月28日（月）
　　午前９時30分
場　所　　豊橋市役所　東85会議室

豊橋市農業委員会

1　日　時　　令和 8 年 9 月 28 日（月）
　　午前 9 時 30 分開会　　午前 10 時 30 分閉会

2　場　所　　豊橋市今橋町 1 番地
　　豊橋市役所　東 85 会議室

3　議事及び報告

(1)議案

議案第 51 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 52 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 53 号　農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
議案第 54 号　農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
議案第 55 号　農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）
議案第 56 号　競公売買受適格証明について（農地法第 3 条関係）
議案第 57 号　相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第 58 号　相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 59 号　非農地証明（遊休農地）について
議案第 60 号　地域計画の変更について
議案第 61 号　農業振興地域整備計画変更に係わる意見について

(2) 報告

報告第 1 号　農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
報告第 3 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
報告第 4 号　農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
報告第 5 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 6 号　現況証明について
報告第 7 号　地目変更登記に係る照会に対する回答について
報告第 8 号　農地基本台帳の登載について
報告第 9 号　豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4　その他

(1) 連絡事項

5　出席委員

１番　磯野　弘尚	２番　市川　伸良	３番　伊藤　和弘
４番　伊藤めぐみ	５番　岩瀬　宏二	６番　宇野　良典
７番　河合　利子	８番　小林　和仁	９番　佐野恵美子
１０番　白井　稔男	１１番　杉浦　圭志	１２番　杉浦　良行
１３番　陶山　哲	１４番　高井　良之	１５番　高橋　忠道
１６番　高部　宏生	１７番　中林　彰人	１８番　夏目　静男
１９番　野口千恵子	２０番　原田　光子	２１番　彦坂　正志
２２番　前田　和裕	２３番　三ツ矢孝幸	２４番　森下　秋吉

6　欠席委員　　なし

7　職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局　4名　　農業企画課　2名

8　議事の経過

事務局　　定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会　令和8年9月総会を開会いたします。

高部会長、よろしくお願いいたします。

会　長　　＜挨拶＞

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会　総会　会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　本日は欠席の届出がありませんので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認め、

議席番号5番　岩瀬宏二委員 、 同6番　宇野良典委員を議事録署名

委員に指名します。
それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、17 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局　はい、議長。説明させていただきます。
今月の審査案件については、変更、取下げ等はございません。
また、本日は議案のほかに、農地法第3条　番号3番、8番、9番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配付しておりますので、併せてご精読ください。
以上です。よろしくお願いいたします。
転用関係につきまして、9 日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。
ここで一部資料に誤りがありましたので、訂正させていただきます。
資料1の3ページ 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番について、農地種別が第1種としてありますが、渥美線大清水駅から500m圏内に位置していたため、正しくは第2種です。よろしくお願いします。

議　長　変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。
（精読時間 5 分）

議　長　それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議　長　資料 1　議案第 51 号
「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。
内容について、事務局に説明を求めます。

事務局　はい、議長。説明させていただきます。
議案第 51 号、1 ページから 2 ページまでをご覧ください。
番号 1 番から 12 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議　長　　続きまして　同じく資料１　議案第 52 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 10 番までの 10 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第52号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から10番までの10件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番から7番及び9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号8番及び10番です。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として　豊橋市長に進達することに決しました。

議　長　　続きまして　別添資料 1-2　議案第 53 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定)」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課　　はい、議長。

議案第 53 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 11 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 6 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 13 件 48 筆 70,238.05 ㎡でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
　よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議　長　　続きまして　同じく別添資料 1-2　議案第 54 号
　「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転)」を議題といたします。
　利用権移転の番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。
　内容については、市農業企画課に説明を求めます。
農業企　　はい、議長。
画課　　議案第 54 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
　農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
　別添資料 1-2、7 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 11 月 1 日付で利用権が移転する案件が 4 件 4 筆、10,602.00 ㎡でございます。
　ご意見のほどよろしくお願いいたします。
議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
　それでは質疑に入ります。
　質疑、意見のある方は、発言願います。
委　員　　「進　行」
議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
　これより採決に入ります。
議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
全　員　　「異議なし」
議　長　　異議なしと認めます。
　よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議　長　　続きまして　同じく別添資料 1-2　議案第 55 号
　「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転)」を議題といたします。
　利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
　内容については、市農業企画課に説明を求めます。
農業企　　はい、議長。

画課　　議案第55号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

別紙1－2、8ページをご覧ください。

農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、1件4筆6,260.00㎡でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議　長　　続きまして、資料1に戻り　議案第56号

「競公売買受適格証明について」を議題といたします。

本案件は、農地法第3条許可に係る証明です。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局より説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第56号、5ページをご覧ください。

番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。

願出地も問題はありませんでした。

周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

なお、番号1番の案件について審査会での聞き取り調査の概要を配付しておりますので、併せてご精読ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価 買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときには、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異義ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議　長　　続きまして　同じく資料1　議案第57号

「相続税　納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第57号　6ページをご覧ください。

議案第57号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議　長　　続きまして、同じく資料１　議案第 58 号

「相続税　納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番の 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局より説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第 58 号　7 ページをご覧ください。

議案第 58 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。なお、番号 1 番、3 番の保全の状態ですが刈り取りをして、次作の植え付け前の状態でした。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異義ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
　よって、本案はさよう決しました。
議　長　　続きまして　同じく資料１　議案第 59 号
　「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
　番号１番の１件を上程いたします。
　内容については、事務局に説明を求めます。
事務局　　はい、議長。説明させていただきます。
　議案第 59 号　８ページをご覧ください。
　番号１番の１件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
　願出地が、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かについて、要領第４条第１項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第５条に基づき判定をお願いするものです。
　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
　それでは質疑に入ります。
　質疑、意見のある方は、発言　願います。
委　員　　「進　行」
議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
　これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。
全　員　　「異議なし」
議　長　　異議なしと認めます。
　よって本案は、さよう決しました。
議　長　　続きまして　別添資料 1-3　議案第 60 号
　「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
　それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。
農業企　　はい、議長。
画課　　議案第 60 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。
　9 月 9 日の書類説明会でご説明したとおり、10 月公告分の地域計画について変更の必要が生じましたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において合計 454 筆、485,718 ㎡です。

地域計画からの除外に関する案件は、農振除外の申請に先立つ案件が 70 筆、40,575 ㎡、農地転用の申請に先立つ案件が 15 筆、11,660 ㎡、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 2 筆、65 ㎡、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 39 筆、28,547 ㎡、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 277 筆、341,560 ㎡、解約による耕作者不在への変更が 51 筆、63,311 ㎡です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議　長　　続きまして　別添資料 1-4　議案第 61 号

「農業振興地域整備計画変更に係わる意見について」を議題といたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課　　はい、議長。

議案第 61 号　農業振興地域整備計画に変更係わる意見について説明させていただきます。

今回の豊橋農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 に基づき基礎調査を実施し、同法 13 条第 1 項により計画の変更を行うものです。

この計画見直しにつきましては、毎年4回随時変更を行っている農用地利用計画のほか、農業生産基盤の整備及び開発や、農用地等保全整備計画の推進などをうたっております。

このことにつきましては、9月9日水曜日の書類説明会において説明させていただき、今回の議案に付すことについて了解いただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議　長　　以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議　長　　次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局　　はい、議長。報告させていただきます。資料1　9ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

報告第2号の番号1番の1件、及び11ページからの報告第3号の番号1番から13ページ17番までの17件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から7番までの7件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。番号5番以外はすべて要件を満たしているこ

とを確認しました。番号5番については、議決権要件を満たしておりませんが、今後改善するように指導しております。

次に15ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から17ページ15番までの15件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第6号の番号1番から4番までの4件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番から3番は畑、4番は宅地でした。

次に19ページをお願いします。

報告第7号の番号1番の1件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。番号1番は平成13年に資材置場として転用を許可した土地ですが、地目の認定の必要があるものとして照会があったものです。現地調査の結果、現在は太陽光発電設備での利用がされていますので非農地と判断し、10日付で事務局長名で回答しています。

次に20ページをご覧ください。

報告第8号の番号1番から2番までの2件については、現地調査により地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、9月14日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に21ページをご覧ください。

報告第9号　豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告についてをご覧ください。番号1番は、令和8年8月にあっせん委員の指名をした農地です。資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

以上です。

議　長　　報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議　長　　その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

（午前10時30分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

議　長
（会長　高部　宏生）

議事録署名者
（議席番号５番　岩瀬　宏二　委員）

議事録署名者
（議席番号６番　宇野　良典　委員）